

# 消防用設備等保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、山梨県立中央病院の消防用設備等保守点検業務委託に適用し、契約書のほか本仕様書により作業を実施するものとする。

## 1 一般事項

- 1) 作業責任者は、総務大臣認定の消防設備士とする。
- 2) 作業中は、事故及び誤動作等の無いよう対策を十分に行うこと。

## 2 点検範囲

- 1) 消防用設備等ごとの点検基準及び点検要領にしたがって、院内に設置されている次項に示す消防用設備等の点検を行う。
- 2) 防火対象物定期点検報告に基づく点検を行う。
- 3) 防災管理点検報告に基づく点検を行う。
- 4) 次項で示す以外のものでも必要のある項目については点検を実施する。

## 3 点検設備及び項目

- 1) 自動火災報知設備（外観、機能及び総合点検）
  - ・予備電源、非常電源 ・受信機、中継機 ・感知器 ・発信器 ・音響装置 ・蓄積機能 ・二信号機能
  - ・自動試験機能
  - ・防災監視盤および附帯設備の精密点検
  - ・同時作動（総合点検時） ・地区音響装置の音圧（総合点検時）
  - ・受信機、主中継機（総合点検時）
- 2) 防排煙設備（外観、機能及び総合点検）
  - ・防火戸 ・排煙口 ・垂れ壁 ・シャッター ・排煙窓 ・電気錠 ・煙感知器
  - ・総合作動（総合点検時）
- 3) ガス漏れ火災警報設備（外観、機能及び総合点検）
  - ・予備電源、非常電源 ・受信機、中継機 ・ガス漏れ検知器
  - ・同時作動（総合点検時） ・総合作動（総合点検時）
- 4) 非常警報設備（放送）（外観、機能及び総合点検）
  - ・非常電源 ・放送設備
  - ・音響装置、スピーカーの音圧（総合点検時） ・総合作動（総合点検時）
- 5) 誘導灯及び誘導標識（外観及び機能点検）
  - ・誘導灯 ・誘導標識
- 6) 消防機関へ通報する火災通報設備（外観及び機能点検）
  - ・火災通報装置 ・消防機関へ通報する火災報知設備
- 7) スプリンクラー設備（外観、機能及び総合点検）
  - ・水源 ・加圧送水装置 ・減圧のための措置 ・配管等 ・送水口 ・スプリンクラーヘッド
  - ・流水検知装置、圧力検知装置 ・排水設備 ・補助散水栓箱等 ・耐震措置 ・予作動式流水検知装置
  - ・予作動式制御盤・予作動専用感知器・閉鎖型スプリンクラー設備（総合点検時） ・補助散水栓（総合点検時）
- 8) 連結送水管（外観及び機能点検）
  - ・送水口 ・放水用器具格納箱等 ・配管等
- 9) 消防用水（外観及び機能点検）
  - ・吸管投入孔、採水口
- 10) 不活性ガス消火設備（外観、機能及び総合点検）
  - ・消火剤貯蔵容器等 ・起動用ガス容器等 ・選択弁 ・操作管、逆止弁 ・起動装置 ・警報装置
  - ・制御盤 ・配管等 ・配管の安全装置等 ・消火剤等排出措置 ・放出表示灯 ・噴射ヘッド
  - ・防護区画 ・防護区画に隣接する部分の保安措置 ・非常電源 ・耐震措置
  - ・全域放出方式（総合点検時）
- 11) 消火器具（外観及び機能点検）
  - ・設置状況 ・表示、標識 ・消火器の外形 ・消火器の内部等、機能

12) 泡消火設備<地下駐車場> (外観及び機能点検)

- ・加圧送水装置 ・泡タンク ・自動起動装置 ・ポンプ操作盤 ・泡ヘッド ・流水検知器
- ・一斉開放弁 ・手動起動弁 ・混合装置 ・呼水装置 ・常用電源

13) 泡消火設備<ヘリポート> (外観及び機能点検)

- ・加圧送水装置 ・泡タンク ・自動起動装置 ・ポンプ操作盤 ・泡消火栓 ・流水検知器
- ・一斉開放弁 ・手動起動弁 ・混合装置 ・呼水装置 ・常用電源

14) 粉末移動式消火設備

- ・消火剤貯蔵容器 ・加圧ガス容器 ・ホース及びノズル ・表示灯 ・ボックス

4 点検回数

1) 前項における点検回数は年2回とする。

- ① 1回目 (9月実施) : 外観点検、機能点検、総合点検
- ② 2回目 (2月実施) : 外観点検、機能点検

2) 防火対象物定期点検を年1回実施する。

3) 防災管理点検を年1回実施する。

5 報告書等

1) 「乙」は作業中の記録として適宜写真を撮影し、「甲」に提出するものとする。

2) 点検整備が完了したら消防法で定められた様式による報告書及び業務日誌を2部提出するものとする。  
(業務日誌は別途参照のうえ、当院指定の用紙を使用すること。)

6 その他

1) 上記のほか法律で定められた点検 (総合点検に適合するもの) で必要を認めたものは、自主的に実施するものとする。

2) 作業員は、「乙」の社員であることがわかる服装を着用しなければならない。

3) 「乙」は、契約書第8条に定められた作業員名簿に記載の者以外派遣してはならない。

4) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、「甲」「乙」協議して定めるものとする。